

第 1 3 期  
第 3 回東京都福祉のまちづくり推進協議会

令和4年7月13日

(午後 3 時 0 4 分 開会)

○田中福祉のまちづくり担当課長 それでは、大変お待たせいたしました。そろいましたので、ただいまより第 1 3 期東京都福祉のまちづくり推進協議会第 3 回専門部会を開催いたします。

私は、本日、事務局を務めます東京都福祉保健局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長の田中でございます。どうぞよろしくお願いたします。

最初に、お手元の資料をご確認させていただきます。

まず、本日の会議次第です。

続きまして、配付資料でございますが、資料 1-1 が、第 1 3 期東京都福祉のまちづくり推進協議会における意見概要。続いて資料 1-2、第 1 3 期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見具申に関する検討資料。続いて、資料 2、高齢者、障害者が利用しやすい建築物の整備に関する条例における宿泊施設の規定改正の考え方(案)について。

それから、参考資料でございます。参考資料 1 が、東京都福祉のまちづくり条例。参考資料 2、東京都福祉のまちづくり推進協議会設置要綱。参考資料 3、第 1 3 期東京都福祉のまちづくり推進協議会専門部会委員名簿。参考資料 4、国土交通省の移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインの抜粋でございますが、4-1 が住民参加について、4-2 が民間事業者との調整について、4-3 が生活関連施設に関する資料になっております。

それから、参考資料 5 でございますが、教育啓発特定事業の実施に関するガイドラインの概要ということで、こちらも国土交通省の資料になっております。

また、会議室でご出席の方には、資料以外に冊子を 5 点、お配りいたしております。東京 2020 大会を契機としたバリアフリー化の推進に向けてという意見具申。それから、東京都福祉のまちづくり推進計画、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル、それから区市町村事業者のための心のバリアフリー及び情報バリアフリーガイドライン、心のバリアフリーの実践に向けたハンドブック、この 5 点の冊子でございますけれども、会議終了後、回収をしますので、お帰り際にはそのまま机の上に置いていただけますよう、お願いたします。

以上、不足がございましたら、事務局までお知らせください。

次に、委員の皆様の参加状況をご報告いたします。

本日はオンラインでご参加いただいている方を含め、18名の委員の方にご出席いただいております。稲垣委員、佐藤委員、星加委員、永井委員、二井田委員、岩佐委員につきましては、ご都合により欠席をされております。また庄司委員につきましては、遅れてご参加の予定でございます。

続きまして、東京都の出席者をご紹介します。

高橋生活福祉部長でございます。

- 高橋生活福祉部長 よろしく申し上げます。
- 田中福祉のまちづくり担当課長 また、福祉のまちづくりに関しましては、関係局の課長が福祉保健局の兼務課長に任命をされておりますので、ご紹介をいたします。
- 財務局建築保全部茂木技術管理課長でございます。
- 茂木技術管理課長 よろしく申し上げます。
- 田中福祉のまちづくり担当課長 建設局道路管理部、和田安全施設課長ですが、本日は業務都合により、中村統括課長代理が、代理で出席をしております。
- 中村統括課長代理 よろしく申し上げます。
- 田中福祉のまちづくり担当課長 建設局公園緑地部、米田公園建設課長ですけれども、本日は業務都合により、田島課長代理が、代理で出席をしております。
- 田島課長代理 よろしく申し上げます。
- 田中福祉のまちづくり担当課長 交通局建設工務部、小峰建築課長でございます。
- 小峰建築課長 よろしく申し上げます。
- 田中福祉のまちづくり担当課長 次に、庁内関係職員をご紹介いたします。
- 都市整備局都市基盤部、飯箸交通政策担当課長でございます。
- 飯箸交通政策担当課長 飯箸でございます。
- 田中福祉のまちづくり担当課長 福祉保健局障害者施策推進部、篠共生社会推進担当課長は、本日、業務都合により欠席となっております。
- では、議事に先立ちまして、福祉保健局生活福祉部長、高橋より、ご挨拶を申し上げます。
- 高橋生活福祉部長 皆様、こんにちは。生活福祉部長の高橋でございます。委員の皆様には、お忙しいところ、第13期福祉のまちづくり推進協議会第3回専門部会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。
- 本日ですけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、会議での出席とオンラインでの出席、両方を併用しての会議となります。
- 会場にお越しいただいている委員、そして、オンラインで参加していただいている委員の皆様のご協力をいただきながら、できる限り円滑に進められるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- さて、3月に開催をさせていただきました第3回の専門部会では、10年後の東京を見据えた新しい日常におけるバリアフリーの推進を、今期の審議テーマといたしまして、東京2020大会を契機として進展した、当事者参画のさらなる展開など五つのテーマに沿いまして、主には現在の課題や論点についてご議論いただいたところでございます。
- 本日は、これまでの委員の皆様からのご意見を踏まえまして、意見具申の骨子案、この骨子案を示させていただく予定でございます。
- 意見具申の第1章は、都における福祉のまちづくりのこれまでの進展としておりまし

て、バリアフリー法改正等のこの間の国の動きや、都における主な取組など、項目が十分かどうかについてご確認いただければと思っております。

さらに第2章、課題整理と今後の取組の方向性としたしましては、五つのテーマに沿って、今後の方向性に関する項目が適切であるかどうか、ほかに必要な視点がないかなどについてご審議いただければと思っております。

委員の皆様のご豊富なご経験や知見を基に、様々な視点からご意見をいただき、次回以降の意見具申へつなげてまいりたいと考えております。

また、建築物バリアフリー条例における宿泊施設の基準に関わる見直しについて、都市整備局で検討を進めているところがございますので、こちらについてもご審議いただければと思っております。

ユニバーサルデザインの先進都市東京に向けまして、引き続き、皆様方のお力添えをいただけますよう、よろしくお願いいたします。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 では、議事に入ります前に、幾つか注意事項を申し上げます。

まず、この会議につきましては、公開という扱いになっております。また、本日、オンラインにて傍聴の方がいらっしゃいます。あわせて、会議の議事録については、東京都のホームページで後日公開をいたします。

また、本日の会議は、会議室での参加とオンライン参加の併用方式で開催をしておりますので、それぞれご注意ください点がございます。

委員の中には、視覚や聴覚に障害のある方もいらっしゃり、また本日、オンラインでご参加の方もいらっしゃいますので、ご発言の際には、冒頭にお名前をつけていただくようお願いいたします。

会場にいらっしゃる委員の皆様へのごお願いでございます。ご発言の際には、事務局がマイクをお持ちいたします。ご発言の後は、事務局が消毒の上、次の方にお渡ししますので、マイクは次の方には渡さずに、事務局のほうにお戻しいたきますようお願いいたします。

また、せきエチケットの徹底など新型コロナウイルス感染症拡大防止へのご協力をよろしくお願いいたします。

次に、オンラインで参加されている委員の皆様へのごお願いでございます。本日、イヤフォン、またはヘッドフォンの着用をお願いいたします。また、ご自身の発言時以外につきましては、マイクは常にオフの状態としていただければと思います。マイクをオンの状態にしますと、ご自身の周辺の音が会場に聞こえてしまう可能性がございます。

また、発言の際は、Webexアプリの挙手機能をご利用いただくか、ご自身で手を挙げて、挙手をお願いいたします。

また、音声が届かないなどの不具合が発生した場合には、チャットを使って主催者を選択していただいて、メッセージの送信をお願いいたします。メッセージが送信できない場合は、本日の会議の案内メールが事務局から届いているかと思っておりますので、そちらに返信する形でメールをお送りいただければと思います。

注意事項については、以上でございます。

それでは、これ以降の進行につきましては、高橋儀平部会長をお願いしたいと思います。高橋部会長、よろしくお願いいたします。

○高橋部会長 皆さんこんにちは。ただいまご紹介いただきました部会長の高橋儀平です。どうぞよろしくお願いいたします。

今日はちょっと、蒸し暑いような気がいたします。皆様、お変わりありませんでしょうか。コロナの話も出ましたけれども、十分に注意をしていただければというふうに思います。

それでは、早速ですけれども、これから始めたいというふうに思います。

今日、二つの大きな議題になります。一つは、先ほど部長のほうからもお話がありましたけれども、第13期の福まち協議会の意見具申の検討ということになります。2022年度になりまして、まさに東京2020大会のレガシーをいかにつくるかという大変重要な局面になっているというふうに思います。そういう意味で、今日も、皆様方からの活発なご意見をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

そして、二つ目は、建築物のバリアフリー条例における宿泊施設の基準に関わる見直しの検討ということです。これも大変重要だと思います。オリパラを契機に東京都の宿泊施設の改善が大きく飛躍いたしました。これも含めて、後ほどご報告とこれからの新たな展開についてご紹介があるというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿いまして、まず、最初の1番ですね。意見具申の検討につきまして、これまでの経緯が資料1-1にあるかと思っておりますけれども、そちらのほうから、事務局のほうでご説明を開始してください。よろしくお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

それでは、資料1-1をご覧くださいませでしょうか。これまでに推進協議会及び専門部会でいただいたご意見をまとめさせていただいておりますので、簡単にちょっと、何点か抜粋してご紹介をさせていただきたいと思っております。

四つのテーマ別になってございます。一つ目の項目ですけれども、東京2020大会を契機として進展した当事者参画のさらなる展開というところからですが、一つ目のご意見ですね。当事者参画については、制度的に何かしらの仕組みをつくっていく必要があるのではないかと。

で、二つ目の丸ですけれども、あるいは、義務づけとはいかなくても、インセンティブを与えると。例えば、当事者の方と協議を重ねた結果の妥協点として、解決策がも

しあるんだったら、その基準を緩和できるというような考え方もあるのではないかと  
いうご意見でございます。

それから、一番下の丸ですけれども、検証の話ですね。P D C Aということをやって、  
その中でチェックの部分というところですが、実際に役立っているのかという検証が  
必要であり、アクションにつなげていくことが必要じゃないかというご意見をいただ  
いております。

続きまして、二つ目の項目、心のバリアフリーについてでございます。こちらも幾つ  
かご紹介させていただきますが、一つ目のご意見、一番上のところすけれども、特  
定の人への配慮、それから配慮されるべき特定の人であることを可視化されな  
くていいようにというところの、ジレンマを乗り越えていくということが重要ではな  
いかというご意見をいただいております。

それから、下から二つ目のところですが、具体的な事例ということで、その困り感と  
いうのが伝わるように、受信する仕組みを整えるという観点も必要ではないかとい  
うご意見です。

それから、一番下でございますけれども、共生社会というものが多様性を重んじるこ  
となのか、あるいは差別をしないだけなのか、権利を守ることなのか、この辺りを区  
市町村ですとか、サポート企業と議論をしたりですとか、あるいは、教育啓発特定事  
業などの中身をどうするかというところで、議論をする必要があるというご意見で  
ございます。

次の3番目の項目に行きまして、誰でも利用目的どおりに使える環境整備のためのハ  
ード・ソフト対策の充実ということで、一つ目のご意見でございますけれども、例え  
ば音響式信号機の情報については、必要な情報が十分に整理、提供されているかとい  
うところで、二つ目のご意見で言っていますが、当事者にとってユーザビリティの高  
い情報提供といったものにつながるかどうかというところですね。

それから、三つ目のところすけれども、各市町村が持っているデータをオープンデ  
ータに展開するなど、みんなが活用できる仕組みをつくれるのではないかというご  
意見でございます。

それから、3ページのほうに移らせていただきまして、上から二つ目のご意見です  
けれども、早期の対応が必要と考えているが、高齢障害者への支援ということで、若い  
障害者の方は、いろいろICTとかを使いこなしているけれども、高齢の障害者の方  
の情報リテラシー、ハードの使い方というところをどう支援していくかというご  
意見をいただいております。

それから、次の項目でございますが、生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化  
の推進というところで、一つ目でございますけれども、オリパラを開催した都市とし  
て、体育施設などでIPCの基準を守るんだということを態度で示す必要があると二  
つ目のところで言っていますが、レベルを落とさずに、どう検証していくかというこ

とを検討する必要があるということでございます。

それから、下から二つ目のご意見ですが、民間の建築物に対するバリアフリー化ということで、区立や都立のものと比べて遅れているので、何らかの資金援助をするなり、充実をしてほしいと。

それから、一番最後のところですけども、乗換えるときに、普通の人は雨にぬれないで行けるけれども、車椅子の方は、一旦外に出なければいけないと、そういった駅があるというようなご意見をいただいております。

簡単ではございますが、これまでのご意見についてご紹介をさせていただきました。

続いて、資料1-2のほうで、意見具申に関する検討資料ということで、こちら、引き続きご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、おめくりいただきまして、2ページ目になります。「福祉のまちづくり推進協議会意見具申について」というところで、構成案が出ております。で、本日ご審議いただきたいことが2点ございまして、第1章の「都における福祉のまちづくりのこれまでの進展」の中で、この間の国等の動向、動きについて、それから都におけるバリアフリー化の進捗状況について、意見具申の中に入れ込む項目として、今回、案を出させていただきますので、これで過不足がないかどうかというところを、後ほどご審議いただければと思います。

二つ目に、第2章の「課題整理と今後の取組の方向性」についてでございます。これは、その他のバリアフリーの推進を入れて全部で五つの項目がございます。それぞれについて、骨子ということで、今回、後ろのページに出てきますので、そちらについて過不足ないかどうか、欠けている視点がないかどうかという観点で後ほどご審議をいただきたいと思いますと思っております。

で、1点ここで、ご提案を事務局のほうからさせていただきますが、三つ目の項目です。誰でも利用目的どおりに使える環境整備のためのハード・ソフト対策の充実というふうに、前回までなっておりましたが、ハードの側面での議論については、(4)の生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進というところに、全て一元化して、(3)については、主に、また後ほど詳しくご説明いたしますが、例えば情報のバリアフリーとか、人的なサポートとか、そういったハードと連動したソフト対策という形でまとめると、非常に整理がつくのかなと思っておりますので、今回の資料につきましては、この見え消しのおり修正をさせていただいております。こちら、それは違うよということがあれば、後ほどご意見をいただければと思っております。

続きまして3ページが、今後のスケジュール等でございます。本日7月13日、第3回専門部会ということで、意見具申の骨子案の検討というところでございます。

この後のスケジュールについては、次回9月～10月の間に第4回の専門部会を開きまして、そこで意見具申の素案をお示しさせていただいて、そちらを検討いただきたいと思います。

さらに、11月～12月に、第5回の専門部会を開いて、そこで意見具申の最終案という形で、もう一度、ご審議をいただきまして、それで大方、フィックスをいたしまして、年明け、令和5年1月の第2回推進協議会のほうで、意見具申として提出をいただくという予定で考えてございます。

続きまして、4ページをご覧ください。先ほど申し上げました国などの動きについて、ここから国の動きを、4ページ、5ページですね。4ページのほうは、バリアフリー法の関連でございます。国土交通省の関連でございます。令和2年の法改正についてでございます。

この中で盛り込まれたものとしましては、施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化、それから国民に向けた広報、啓発ということで、車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用ですとか、市町村等による「心のバリアフリー」の推進、学校教育等との連携などについて盛り込まれたと。

それから、バリアフリー基準適合義務ということで、特別特定建築物に公立小中学校等を追加したということで、こちら、もともと建築物バリアフリー条例ですとか、福祉のまちづくり条例の中では、特別支援学校に限らず全ての学校を対象にしておりますが、国の法律のほうでも、公立小中学校が追加になったということになります。

それから、建築設計標準の改正で、令和2年でございますけれども、小規模店舗のバリアフリー設計に関する考え方、留意点が充実したというところでございます。で、基本的にバリアフリー法は、2,000平米以上の大規模な建築物を対象にしておりますが、小規模な店舗などにおいても、やはりバリアフリー化を進める必要があるということで、その記載が充実したという形になっております。

都においては、店舗内部の整備ガイドラインというものをつくってございまして、また、その福祉のまちづくり条例などで200平米未満の小規模建築物は、もう基準を設けていたりですとかというところで、対応ができているところでございますが、その内容が相違点があるところについては、分析をした上で合わせていくということが必要になるかと思っております。

それから、2点目でございますけれども、重度の障害、介助者に配慮したバリアフリー設計に関する考え方ということで、重度の車椅子の方ということで、大型の車椅子の寸法などに合わせて、車椅子利用者用便房などの大きさの見直しですとか、車椅子利用者用駐車施設等の高さの見直し、こういったところが入ってございます。

続きまして、5ページでございます。主に学校に関することということで、文科省の動きも含めて挙げてございます。

一番最初の取っかかりが、学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けた緊急提言が、令和2年9月に出ております。この中では、障害等の有無に関わらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるインクルーシブな教育環境ということが位置づけられてございまして、学校設置者等については、整備目標を設定したりとか、整備計画

を策定するということが、提言として入っております。

それを受けて、文科省のほうで学校バリアフリー推進指針を令和2年12月に改定をしまして、既存施設も含めたバリアフリー化ですとか、あとは災害時に、やはり避難所になるということで、その防災機能を発揮できるようにというようなことが、視点として加わっております。

バリアフリー化の推進に関しましては、児童生徒ですとか教職員はもちろんですが、災害時に地域の方が避難するというので、その学校施設を利用する地域の障害者、高齢者等の意見を聞いて検討することの有効性ということが明記されたこと。

具体的にどこを整備するかということに関しては、屋内の通路ですとか階段、トイレの洋式化、車椅子トイレなどが挙げられております。

次に、心のバリアフリーに関することですが、バリアフリー法の中では、「学校教育との連携」に関する事項ということで、教育啓発特定事業、バリアフリー基本構想を策定する際に、この事業をやるというようなことが追加になっております。

また、新学習指導要領の中でも、心のバリアフリーですとかICT、バリアフリー情報収集などに親和性のある内容が記載されたということがございます。

国の動きについては、以上です。

6ページ、7ページが東京都の動きで、オリパラの開催に向けて進めてきたものです。前回、ここについて詳しくご説明させていただいたので、詳細なご説明は割愛させていただきますが、前回の項目がこの中に移っております。

6ページ目でいきますと、交通機関での取組、道路・公園での取組、それから建築物・面的整備等での取組を記載しております。

7ページ目が、当事者参画の取組、それからソフト面としまして「心のバリアフリー」、「情報バリアフリー」、アクセシブル・ツーリズムなどでこういう取組をやっていますということを列挙させていただいております。

続いて8ページ目が、1年延期になりましたけど、東京2020大会が終わった後の都の取組となっております。

令和4年3月に、「未来の東京」戦略 *version up 2022* というものを出しております。その中で記載されていることとしまして、物理的、制度的、心理的な数々のバリアを取り除いて、段差のない社会を創出するために、ハード・ソフトのバリアフリーの取組を都内全域へ広げていくということを明記しております。

それから、「東京2020パラリンピックの成功とバリアフリー推進に向けた懇談会」については、改変をしまして、パラは終了したんですが、今後も引き続き続けるということで、名称を「パラスポーツの振興とバリアフリー推進に向けた懇談会」という名称に変更しまして、リスタートをしております。

それから、福まち条例施行規則の改正については、ご案内のとおり、「だれでもトイレ」などの言葉をなくして、車椅子利用者用便房の設備ですとか機能を表示するとい

うことで改正をしております。

それから、ユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブックを公表しております。

それから、一番下でございますが、「都民の生活実態と意識」ということで、福祉保健局で行っております都民への基礎調査ですね。大体、福祉のまちづくりを5年に1回、テーマにしておりますけれども、その速報ということで今年の4月に公表しております。

その中の調査項目の中で、心のバリアフリーという言葉を知っているかどうかということを知ったところ、約5割となっております。それまでは平成28年の3割というところだったんですが、2割ほどちょっと上がったという形になっております。

以上が、国ですとか都のこの間の動きということで、第1章に位置づけるものでございます。

続いて、第2章のほうに位置づける意見具申の骨子（案）というのが、9ページ目からになります。

9ページが総論でございます。基本的な考え方として、最初に全体像をご説明したものがこちらになります。東京2020大会を契機として、年齢、性別、国籍等に関わらず、誰もが外出や活動を楽しむことのできる「ハード・ソフト一体的なユニバーサルデザインのまちづくり」が、都市のレガシーとして社会に浸透し、あらゆる整備に内在化したことが10年後に語れるように、都民、事業者、行政等が一体となって取り組むということを示させていただいております。

その具体的なところというところでいきますと、今まではハードの取組ですとか、ソフトの取組というところで分けて考えることが多かったと思うんですけど、やはりそこは連動するだろうということで、ハードとソフトどちらかのみでは不十分、不完全ということを共通認識化すると。

その次ですが、例えば、今年度に行っている、都民提案による補助制度であります公共トイレへの介助用大型ベッド設置促進事業では、介助用ベッドを設置するだけじゃなくて、どこに設置されているかということを知っていただきねと。あるいは、次に使う方のために必ず畳むようにというような、適正利用の案内もしてくださいと。それを補助の要件としますというような立てつけにしております。これはちょっと一例でございますけれども、都ですとか、行政の取組において、様々な取組においてハード・ソフト一体的になるように、できる工夫を行うということを書いております。

その下に四つの項目が左にございまして、ハード・ソフトどういう関係なのかということを書いております。当事者参画については、やはり、よりよいハード整備のために進めるものであるだろうということです。

それから、心のバリアフリーについては、ソフトということですが、ここは都民の方に、社会や環境のバリアに気づいていただき、バリアをなくすためのソフト面の取組（心のバリアフリー）を進めるということです。

それから、先ほど名称を変えましたということでご説明させていただいた、ハード整備と連動したソフト対策については、整備されたハードを目的どおりに利用できるように、情報バリアフリーですとか人的サポートを進めると。

それから、建築物等におけるバリアフリー化の推進については、既存施設のハード面におけるバリアフリー化をさらに進めるといような整備ができるかと思っております。

続きまして、各論でございますが、10ページが当事者参画でございます。

現状と課題としましては、これまでの取組をいろいろやってきましたが、利用者の視点に立った整備を進めるために、当事者参画のさらなる促進が求められているというのが、現状と課題として書いてございます。

解決のポイントとしますか、これを進める上で一つの鍵になる切り口ということでまとめさせていただきました。やはり、その事業主が当事者参画をさらに進めるといところで、やはり、一番、腹落ちするために必要なところということで幾つかあるかと思っております。

当事者参画の目的や効果、手法は何なのか。あと、そのコストですとか工期の上乗せといところの影響が、やはり見通せなくなってしまうとか、あるいは、その全ての意見を反映することは技術的に難しいといようなところが、やはり、その事業主が当事者参画を進める際にネックになるところ、ここをうまく腹落ちをさせてあげるといところで進められるための、その実効性が上がるんじゃないかといところでございます。

今後の方向性でございますが、当事者参画におけるバリアフリー整備は、もう可能な限り進められるようにいことで働きかけをしていくといところですが、①としまして、目的・効果・手法などのポイントをまとめると。あるいは、その意見反映をどこまでやらなきゃいけないか。どこまで行っているかといその事例を集約して、情報共有を図ってはといところでございます。これを意見具申の中に入れることによつて、少しでも多く当事者参画に取り組んでみようといところを増やすといような趣旨でございます。

その当事者参画のバリアフリー整備事例のイメージといことで、ちょっとたたき台を用意させていただいております。

では当事者参画、何でやるのといその目的です。利用者の多様なニーズを設計や整備に反映するといことですね。全ての意見を反映するのは困難ですが、「実現可能なことを精査するプロセス」を設けることが重要であると。実際、そのコストとか工期に限りがあるといことは、その整備主のほうはありますが、やはりここをプロセス化することによつて、相互の理解を図っていくといところが目的になるんじゃないかといところでございます。

それから、効果についてです。例えば新設のところではいきますと、そのバリアフリー

法ですとか、福まち条例に基づいて、マニュアル、ガイドラインに沿った整備を進めれば、かなりのニーズは満たせるというところになるかと思うんですが、既存施設の改修などでは、その法令に沿った整備というのは、全ては全て、できないということも考えられますので、その際に様々な意見を聞いて、優先的な整備内容が何なのかというところを検討しやすくなるというところが、効果として考えられると。

それから、効果の②としまして、マニュアルとかガイドラインの中で、なかなかパターン化し切れないような、環境要因に沿った使いやすさというところで、よく挙げられるのは、手すりですとか誘導用ブロックの敷設の位置が、実際、マニュアルとかの中でパターン化し切れないんですが、実際このルートに設置するのが一番いいとかという辺りは、やはりそのご意見を聞かないと、ちょっと実態と違った整備になってしまうということが挙げられるかと思います。

それから、手法についてですけれども、次のいずれかを実施というところで、一番いいのは、①現地確認とワークショップをセットでやると。それができなくてもワークショップの中で、整備の概要だけじゃなくてしっかり図面を用いて、ビフォー・アフターで具体的な整備内容を説明する。

一番ちょっとハードルが低くなりますが、その他の意見聴取ということで、団体へのアンケートですとかヒアリング、あるいはパブリックコメントなどを組み合わせると。この①から③のうち、どれかは必ずやってくださいというふうな形ができればかと思っています。

それから、どういう方を参画していただくかというところの対象者の選定については、例えば区市町村の「まち歩きサポーター」のような登録制度を設けている場合は、そのサポーターの方にご参加いただく。あるいは、そういう制度が区市町村にないよということであれば、福まち推進協の委員の皆様にご相談をするというようなことも考えられるかなというところですよ。

続きまして、②のところ、こういうノウハウの蓄積を図って、いい事例については他地域へ波及を図るというところがございます。

それから、③としまして、前回のご意見でも出ました事後検証のところですね。このスパイラルアップの仕組みづくりを求めていくというところで、やはり事後検証についても、整備主の方にやってもらうには、何のためにやるのかというところを明確にするというところで、利用者の視点で使いやすいかどうかの事後検証を行って、なかなかすぐ再整備というのは難しいと思いますので、主に「人的サポートによる補完」ですとか、「維持管理面での工夫」につなげるというようにまとめております。

続きまして、11ページが、心のバリアフリーでございます。現状と課題としましては、四つ目の丸ですが、先ほど心のバリアフリーの認知度が約5割ということですが、2030年度末に75%を実現するというのを、都では目標にしておりますので、

さらに認知度を上げていくというところはあるかと思えます。

解決のポイントとしましては、やはり心のバリアフリーといっても具体的なイメージが持ちにくいですとか、あと意外と多いのが、「バリアフリー設備がなぜ設けられているのか知らなかった」というようなご意見とかがあるかと思えますので、そういったところのギャップを埋めていくということが、ひとつあるかと思えます。

今後の方向性でございますが、心のバリアフリーが多くの人に理解されて、様々な場面で自然に実践されるようにしていくと。

ハンドブックの中では、3ステップということで、理解する、コミュニケーションを取る、配慮・行動するという3ステップがあるんですが、ここをやはり具体化するよう強調していくというところで、研修をやって理解はしましたというところはあるんですけど、その先、しっかりそれをコミュニケーションに移せているか、配慮・行動に確実に繋がっているかというところを、常に求めていくというところでしょうか。

サポート企業連携事業の中でも、学識経験者の先生方にご指摘いただいたところとしては、従業員研修をやるのはいいんだけど、それがしっかり組織に浸透しているのかとか、サービスに還元しているのかというところは、やはり確認をしていく必要があるだろうというようなご意見をいただいております。

それから、②ですけれども、真に必要な人が使えるように、適正利用に向けて分かりやすい場面を用いて普及啓発をするというところで、イメージが持ちにくいとか、なぜ設けられているかということ併せて普及啓発をするということで、車椅子利用者駐車用施設であれば3.5m必要というのが、何で必要なかというところも、併せて普及すると。

誘導用ブロックについても、そこに放置自転車などがあると、転倒ですとか、けがのリスクがあるということもしっかり強調していくというような、そういう困り事としてしっかりリンクさせた普及啓発というところがございます。

それから、サポート企業につきましては、ようやく400社になりましたけれども、やはりその業界をリードしていただくような取組として、横展開、あるいは相互のコミュニケーションの機会を増やして相乗効果を広げるという視点があるかと思えます。

それから、学校との連携では、やはりバリアフリー基本構想がひとつ鍵になるかなというところで、「教育啓発特定事業」をやっているところの好事例を他地域に波及させるということを掲げております。

続きまして、12ページが、ハード整備と連動したソフト対策でございます。現状と課題としまして、情報バリアフリーに関しては、バリアフリー情報の自主的な発信、区市町村への提供等を具体的に進めると。人的サポートについては、障害者差別解消法等に基づいて、合理的配慮の提供が義務化されましたので、接遇向上ですとか、利用者との建設的な対話ということが重要でと。

解決のポイントとして情報バリアフリーについては、やはり施設管理者によって発信する情報に濃淡があったりとか、連続的に情報が得られないというところがあるかと思いますが、やはり利用者の視点に立って情報発信をできていないんじゃないかというところだと思います。

その裏返しですが、今後の方向性としましては、発信者側の都合ではなくて、受信する側がスムーズに入手できる環境を具現化する。そのために施策を強化すると。

①としまして、施設種別ごとに「必要とされる情報提供項目」を整理してはどうかと。それによって自主的な発信ですとか、オープンデータ化ということを促していく。

囲みの中でイメージとして示させていただいておりますので、こちらもちょうと、こういう項目で十分かということをご審議いただければと思います。

まず公共施設・鉄道駅のトイレについてです。これは福祉保健局のほうでオープンデータカタログサイトに出している情報でございます。トイレの位置、個室のレイアウト・設備に係るピクトグラム。それから、画像ということで写真データを三枚載せております。これを徹底できればというところなんです。

それから、公園についてでございます。これも都立公園について、バリアフリーマップをホームページに載せておりまして、そちらで出している情報ですが、園路の中のバリアフリールート幅ですとか、勾配というのを図示すると。あるいはトイレとかエレベーターの位置と利用可能時間について、そこに明記する、あるいは写真データですね。

次に、道路についてですが、こちらオリパラ期間中に「ジャパンウォーク・ガイド」というNTTが開発したものの中では、最寄駅から競技会場までのラストマイルについては実装したという経験はありますが、歩道の幅ですとか段差の状況、それから誘導用ブロック、エスコートゾーン、音響式信号機があるかどうかということですね。それから、歩道の画像、こういったものを項目として標準化したというところなんです。

それから、宿泊施設の客室については、車椅子客室とバリアフリー条例の基準に適合した一般客室ということで、入り口からのアクセス経路、トイレ・浴室のレイアウト、あるいはベッドルームなども含めた写真というところなんです。

それから5としまして、駅前広場については、鉄道駅の改札口から地上までは、結構構内図なんかが出ていたりするんですが、その出た後は、結構分からないということがあるような感じがしますので、そういうアクセス経路。それからロータリーがあれば、バスやタクシーの乗降場所のレイアウトですとか、あるいはその近隣のトイレ情報、こういったところが挙げられると思います。

それから、②としまして、面的なバリアフリー化が、特にバリアフリー基本構想を持っているようなエリアですけれども、特定事業の最新結果が反映されているような、分かりやすいバリアフリーマップ、これを丁寧に維持更新をしていくというような仕

組みづくりを図るというところです。

それから、人的サポートについては、ハード整備が行えない場合に、それを具現化できるように各施策を強化というところで、ここは高齢の障害者の方など、情報機器が使えない場合もしっかりサポートするというところが、より具現化できればなど考えております。

続きまして、13ページに行きまして、生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化というところがございます。ここには、前回、ご意見いただきましたオリパラの競技会場でのレベルというのを継承というものを1点目に出させていただいております。特定の用途・規模の新設等の際には、今後もこの水準を継承していくというのを加えさせていただきます。

それと、前回、入れておりました既存の建築物、特に小規模店舗等の適合義務がかからない建築物で、どうやって進めるかというところを上げています。やはり、既存の建築物というところで、バリアフリー基本構想が非常に鍵になるのかなど。建築行為がない場合、やはり基本構想というところが一つの契機となって、民間事業者も含めて、生活関連施設などに位置づけられれば進むのではないかとというところがございます。

解決のポイントとしましては、そういう特定事業を行う場合に、やはり財政支援がどういうふうに行われるかというところが、かなり国費も都費も複雑になっていますので、そこら辺を分かりやすくする必要はないかというポイントでございます。

今後の方向性としてしましては、オリパラのほうにつきましては、アクセシビリティガイドライン、東京版ガイドラインの基準のうち、継承が必要な整備項目等を抽出して、必要に応じて見直しをします。

観覧席・客席については、比較を入れさせていただいております。福まち条例で遵守基準が黒丸、努力基準が白丸、二重丸が望ましい整備ということで、黒丸、遵守基準については1以上設けるとというのが今まであって、オリ・パラ・アクセシビリティガイドラインと合わせるためにサイトラインの確保というのが義務づけになっています。努力基準のところ、複数設けるための基準を書いております。それから、望ましい整備のところ、同伴者席、あるいは水平分散、垂直分散というアクセシビリティガイドラインのものが今、来ている状態です。

集団補聴設備は、もともと義務化をしていたものです。

それから、バリアフリー法で誘導基準が設けられました。その中で、ご覧の客席総数の何%というところが客席数に応じて増えていくような基準ができておりますので、ここは福まち条例の努力基準とどう合わせるかというところがまた出てくるかと思っております。

ちなみに、東京版ガイドラインの中では、オリパラ会場ですとか、オリパラ会場以外のスポーツ会場などの割合が決められていたということになります。

それから、二つ目のところとして、バリアフリー基本構想と連動して特定事業を行う場合の既存財政支援策について周知というところで、ここについては、実は今年度、

予算化をして進めているところでございますが、推進協としましても意見具申に書いていただいて、後押しをしていただけると大変ありがたいなと思っております。これができたら、民間事業者ですとか区市町村に対して働きかけをしていけるということになるかと思えます。

それから、最後、14ページでございますが、その他のバリアフリーの推進に関する検討事項ということで、ここについては、バリアフリー法のガイドラインが全て令和4年3月までに改定されましたので、それに整合を合わせるための整理を今後やっていくということで、まだ、今、各局と議論中でございますが、項目について主なものを上げさせていただきます。

建築物については、先ほどの話ともリンクしますが、観覧席・客席のところをどう整理するかというところでは、これは、体育施設だけではなくて、集会場ですとか劇場などの基準にも跳ねる部分かと思っております。

それから、宿泊施設の客室については、建築設計標準の中で、もともと追補版として整理されていた項目が全部、設計標準の中に入ったので、その見直しですね。あと、後ほど審議いただきますが、建築物バリアフリー条例の一般客室の基準を見直して、それをどう整理するかというところでございます。

それから、店舗内の通路、座席、これも、もともと店舗内部のガイドラインを持っておりますが、マニュアルの中である程度、入れる必要があるかどうかという点です。

それから、道路の誘導用ブロックについては、令和4年6月に、踏切道の奈良県の事故を受けて、踏切道の注意喚起に関する整理ということで急遽、入りましたので、それをマニュアルの中でどう取り扱うかというところでございます。

それから、公園編については、観覧席・客席、これも同じですが、野外劇場とか野外音楽堂の項目がございます。

公共交通施設についてですが、休憩施設ということでベンチですが、そこに優先席を設けると。その場合には、案内表示をしっかりとくださいということがガイドラインに書かれておりますので、その反映ですね。

それから、プラットホームの中で車椅子使用車の方が単独で乗降しやすい乗降口の案内表示、これも充実した書きぶりになっておりますので、どう合わせるかというところがございます。

それから、国のガイドラインの変更ということではないんですが、ユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブックを作って、その中で男女共用トイレについて位置づけましたので、それをマニュアルの中で何かしら位置づけができないかというところとか、介助用ベッドについても、今、望ましい整備になってはいますが、それが見直しが必要かどうかという観点があるかと考えております。

ここにつきましては、また次回の専門部会で各局と検討した結果について、ご報告をさせていただきます予定でございます。

参考資料の４－１、４－２、４－３というのが、国のバリアフリー基本構想作成に関するガイドラインの抜粋になっております。この中で住民参加の点ですとか民間事業者の巻き込みなどの論点については関連するかと思って、今回つけております。

それから、参考資料５としまして教育啓発測定事業のガイドラインというところで、ここでもバリアフリー教室などを行うときのポイントなどについても触れられておりますので、こちらも参考にさせていただければと思います。

以上、長くなりましたが、資料の説明については以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

少し長くなりましたけれども、これから、そうですね、３０分ほどになりますけれども、皆様方のご意見をお伺いしたいというふうに思います。

資料１－１につきましては、ちょっと省略といいますか、１－２のほうのご意見で、そこで吸収していきたいというふうに思いますので、もし何かありましたらよろしくお願いをしたいと思います。

資料１－２のほうの意見具申に関する検討資料ということです。全体としてボリュームがありますので、最初の２ページ目のところの全体の構成案がありますが、１の都における福祉のまちづくりのこれまでの進展ということで、もし、先ほど過不足があるかというお話がありましたけれども、何ページになりますかね、８ページ目まででしょうか、８ページ目までのところで、９ページ目はその後にしますので、ご意見とかがありましたら、あるいは修正とかも含めてですけれども、お願いをしたいと思います。

その後の意見具申の骨子案のほうに関係してくるところも、ほとんど関係してくるというふうに言ってもいいんですけども、ありますけれども、取りあえず８ページ目の範囲で、ご質問、ご意見等がありましたらお願いをしたいと思います。どなたでも結構です。いかがでしょうか。リモートで参加されている方も、遠慮なく挙手機能で挙手をいただければというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

前半の４ページ、５ページ辺りにつきましては、国の動き、国土交通省あるいは文科省の動きということになります。この辺りは、いかがでしょうかね。追加をしたほうがいいのか、なくはないんですが。例えば、小規模施設で５００平方メートル以下に対して、基準の緩和、移動等の円滑化基準の緩和とかというのが、１２０センチじゃなく通路は９０でもいいよという、そういうことを地方条例で決めて、もちろん強化もできるわけですが、そういうものは追加しておいてもいいかもしれません。後ほどの検討にも入ってくるかもしれません。

そして、６ページ以降は、これは、これまでの専門部会の中でも議論しているところですが、２０２０大会を契機としたバリアフリー化の主な進捗状況です。報告的なものが繰り返し、あったかというふうに思います。

後半の部分が、オリパラ関係での次の意見具申に入ってくる部分かなというふうに思います。

いかがでしょうか。

では、市橋委員、お願いいたします。

○市橋委員 悪いんですが、結構、マスクをやって僕がしゃべるとしゃべりにくいので、マスクを外して発言しても良いでしょうか。すみません。

こういう意見具申が改革するものとして書いたわけですけども、かなり福まちは意見具申を注意されて作っているところがあるけど、何々をやったというところが多いので、どこがどういう成果で、ここら辺は問題があったかということは分かりやすく強調して書かないと。特に、ここがちょっと問題でいえば、まだまだ書き足りないという部分はあるに決まっているわけだから、そこを分かりやすく書いていただきたいと。

例えば、僕だって、この前の意見具申でも必ず意見を言っていることは、東京都は僕らの運動によって駅のエレベーターとかバスのノンステップバスなんかはかなり前進したけど、視力障害者の方が設置を要求しているホームドアなんていうのは遅れているということが表にきちんと書いてあったのは、やっぱり現状がどこら辺の位置づけにあるかということが非常にあるので、そこら辺も注意して、やった結果も書かなきゃいけないと思うけど、これが、前進面をはっきりさせ、どういう到達点があるというのが分かりやすく書いていただきたいなと一つは思います。

二つ目は、僕みたいな障害者団体を背景にしてやっていると、やっぱり足りない、もっと言ったら逆の面があって、これは書けないと言われるかもしれないので、ここで発言したという議事録ぐらい残しておいて、残すことはできないと思うけど、やっぱり鉄道駅に関して、私たちが運動はやってきて、かなり先ほど言ったエレベーターなんかは前進したけど、無人化が増えていると。これは非常に怖い問題で、特に、地方なんかは非常に多いと。そのときに、では、東京はどうかというと、公共の無人の改札口が非常に多いんですよね。そこら辺のところは機械化されるところで、やっぱり無人化の問題が多くなると。

これは、例えば、駅だけではなくて、僕が最近、仲間から言われることは、コンビニエンスストアなんかで、いわゆるレジの無人化、これも非常にやっぱり僕らにとっては大変なんだということ。

何を言いたいかということ、財政面と効果視点との矛盾というところがきちんと分かる。それは、やっぱり、そこが進歩の出発点なので、僕は一定程度、俺が入っているからだとよく言うんだけど、やった、やったとは書かないにしても、やっぱり到達点と矛盾点もきちんと分かるように書いていただかないと、意見具申が意見具申になっていかないなと思います。

すみません。終わります。

○高橋部会長 ありがとうございます。

到達点と、到達点の中にも、当然、残されている様々な問題点があるので、そういうことが分かるように書いていただきたいということです。もちろん、さらなる追加の部

分、足りない部分とおっしゃっていただきましたけれども、そういうところもあるかもしれないし、進化している部分と、それによる対立、コンフリクトといえますか、矛盾点という言葉で出てきましたけれども、その辺りについてもしっかりとフォローしていただきたいということです。よろしく、どうぞお願いいたします。

もし、途中でも事務局のほうでいろいろとご意見とか、あるいは反論でも構いませんので、ありましたら遠慮なくお願いしたいと思います。

どうぞ、菊地さん、お願いいたします。会場から、菊地さんです。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会、事務局長の菊地と申します。

今までの意見のところにも私の発言の一部が紹介されているので、その今までの意見との整合性の下で話を進めていきたいと思っておりますけれども、8ページの意見具申の検討に関するこれまでの動きの中で、「未来の東京」戦略バージョンアップ2022ということで、「社会に色濃く残る物理的、制度的、心理的な数々のバリアを取り除き」というところに私の意見が反映されればいいと思うわけですが。

自分が今まで言ってきた意見というものは、どういうことかということ、結局、一つには、障害者、高齢者等に対する差別の心ということとの戦いになるのですが、「私は、そういうのはないよ」という人は、実は、いないということを改めてここにもはっきり言っておきたい。私自身の中にも、パラスポーツを見て「ああ、気持ち悪いな」という気持ちがあったことは事実なんですね。

それと、私の知り合いの知的障害の女性も、ダウン症の、同じ知的障害でありながら、ダウン症に関する差別の心が根強くあるということもあるので、そういう自分自身の中にも含めた差別の心を認めた上で、どう克服していくかという観点がやっぱり必要なんですよ。誰かが差別の心があるから、それをみんなでなくしていこうかということではなくて、みんな、あると。自分の心にも少なからず、そういう心はみんながあるんだよということをまずは認めた上で、一人一人、克服していきましょうというようなアプローチがやっぱり必要なのではないかと思うわけです。

それと、もう一点あるのは、なぜ差別が発生するのかということなんですね。それは、なぜ発生するかということ、私が今まで述べたような優生思想とかということとの関連になるわけですが、いつも言うように、優生思想という特別な思想があるわけではないわけですよ。これは、効率万能主義という資本主義の当たり前のこととして、「働かざる者、食うべからず」という常識があるということなのです。それを常識として「そうだね、そうだね」と言っているうちは、なかなか事態が進まないで、非常に難しいことではあるけれども、そういった効率万能ということに関する克服ということの観点ですね。

だから、そういう言い方をなかなか文章にするのは難しいんですけど、差別をなくするという考え方を普及していく、啓蒙していくという発想ではなくて、差別が発生している根幹にある効率万能主義、優生思想というものをまず認めた上で、やっぱり、それ

は克服していかなきゃ駄目だねというような発想が必要ではないかということが今まで私が述べてきたことの骨子ですので、そういうような観点をうまく言葉に盛り込んでいただければなと思うんですね。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。菊地委員からは、これまでの専門部会の中でも繰り返し同様の発言をいただいているところかというふうに思います。

事務局のほうで、これからの意見具申は皆さんの意見を聞きながらという形になりますけれども、もし何かありましたらお願いをしてよろしいでしょうか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。

今の菊地委員のこれまでもおっしゃっていただいているご意見については、どのような言葉にするかというのはなかなか難しいとは思いますが、次回は意見具申の素案という形になりますので、その中で、どのような表現ができるかというところで、またお示しさせていただいて、ご相談させていただければと思います。

以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。また繰り返し、菊地委員からもご発言いただければというふうに思います。

ほかにございますか、前半の。

それでは、9ページ以降のこれからの意見具申の骨子、8ページまでの整理も含めて、もちろん整理不足もあるかもしれませんが、それも含めて、総論、そして各論に入っていきます。これが各論のテーマとして成り得るのではないかという、今日の事務局側からのご意見になりますけれども、骨子案になりますけれども、皆様方から、さらに、こういうことを追加してほしいとか、こういう項目があるとかということもあるかというふうに思いますので、ぜひ、よろしくご発言をいただければというふうに思います。

それでは、織田委員、お願いいたします。

○織田委員 一般社団法人Wheelogの織田友理子です。

10ページ目の当事者参加についてです。この点については、当事者参画が必要とみんな言っている中にも、受ける側も、また私たち当事者についても、どのように評価、チェックしていけばいいのか、参画していけばいいのかというのは難しいところだなとずっと考えていたところでした。その中で、やはりチェックするというか項目、チェックリストのようなものを作る。それで、ここの建物については、どれくらいのレベルでバリアフリー化を頑張っておられるか。トリプルAなのか、ダブルAなのか、Aなのか。

例えば、本当だったらできるのに、そこそこの基準値内で終わらせてしまっているところとか、また、それ以上の頑張りがあるところとか、事業者によって変わってくると思うのですが、私たちは、ぱっと見、全然、分からないのですよね。でも、使ってみたら「本当に感動する」みたいな、そういう場面がたくさんあって、そういった頑張っ

いるところをどれだけ「評価してあげるか」という言い方もあれですけど、見える化できるような方策があればいいなと思いました。

なので、そういう何かチェック機構をつくることによって、当事者側もやりやすくなりますし、また事業者側、受ける側もしやすくなるのではないかなと思っています。チェックして点数化して、それをちゃんとランクづけしてあげて、それで、どこにでも公表できる仕組みが構築されたら、今後は、他の事業者にももっと頑張ろうと思ってもらえるのではないかなと思いました。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。建設的なご意見だというふうに思います。当然、その指標はハード面もあるし、それからソフト面だとか運用面もあるかというふうに思いますので、その辺りについても検討してほしいということです。

国の国土交通省のレベルでも、今、移動等の円滑化の評価の段階に入って、今年度、ガイドラインができるかというふうに思いますので、そういうことも含めて、その辺の情報も都のほうでも入手していただきながら、私たちも、その情報を見ながらも含めて議論を進めたいというふうに思います。ありがとうございました。

こちらのほうは、田中さん、よろしいでしょうかね。はい、ありがとうございます。ほかに。

どうぞ、庄司委員、お願いいたします。

○庄司委員 ありがとうございます。武蔵大学の庄司です。本日、少し遅れてまいりまして失礼いたしました。

今の織田委員のご発言、10ページにちょっとかぶせる形で、当事者参画について申し上げたいと思います。これは別に情報系とか、そういったことに限らず、デザインをするときというのは、例えば、当事者の方が、こういうニーズがあるだろうなというふうにデザインする側が想像してデザインするというのが第一段階だとするならば、当事者の方に発言していただいて意見を言っていていただいてデザインするというのが、それより一歩進んだ段階だというふうになると思います。

ですが、想像するよりは意見を聞いたほうがいい。しかし、意見を聞くだけよりは、当事者の方に決めてもらうという、そのさらに先の段階というのもあると思うんですね。ですので、当事者参画というのも、一時的に何かを決めるプロセスで参加していただいて意見を聴取するというよりは、まさに織田委員のように、あるいはこの会議のように、当事者の方に入っていていただいて物事を決めていくというようにしていくということが今後は必要なのではないかなというふうに思います。

それから、12ページのトイレのところについて発言をしたいと思います。トイレに関しては、いわゆる車椅子利用者対応トイレ、「だれでもトイレ」のオープンデータ化ということについて、これまで力を入れてきていただいているわけですけども、バリアフリーなトイレの環境ということを見ると、車椅子利用者対応トイレだけでは情報

というのは足りないと思うわけです。様々な障害を持っているけれども、別に一般トイレでちょっと工夫すれば用が足りる方もたくさんいらっしゃるわけですし、少し議論を進めて、車椅子利用者対応トイレの情報を、より整備していくというだけではなく、この議論、取組を一般トイレにも広げていくということができないかということを経後の論点としていただければというふうに思います。

以上です。

- 高橋部会長 ありがとうございます。当事者の方々に意見を聞く、そのためには、あるいは、場合によっては決定をしてもらうという、そのためには、会議体も含めて、その当事者たちに参加をしてもらうということをしかりと書き込んでほしいということ。それから、二つ目も、トイレについて、車椅子トイレだけではなくて、むしろ、むしろと言うとあれかな、一般トイレのほうこそきちんと情報も、あるいは改善すべき点もたくさんあるのではないかという、そういうご指摘かと思いました。ありがとうございます。

川内委員、お願いします。

- 川内委員 東洋大の川内です。

今、織田さんがおっしゃった件については、10ページの一番下に「利用者の視点で「使いやすいかどうか」の事後検証を行い」と書いてあるんですね。これは、とても重要な視点で、今までの事後検証というのは基準どおり寸法ができていくかとかというようなことを見ていたんですけれども、使いやすいかという。これは、検証に入った利用者にもよるので、一概に検証すれば必ず分かるというものでもないと思いますが、少なくとも検証に参加した人が使いやすいかどうか。簡単に言うと、簡単じゃないか、アクセシビリティからユーザビリティのほうに視点をきちんと持っていきましょう、アクセシビリティのベースはきちんとできているけれど、ユーザビリティの視点が今までなかったのではないかというようなことで、これはとても重要な文章だと思います。

ここの説明のときに田中さんが、検証した後、すぐに改修は難しい場合があるので、人的サポートによる補完とか維持管理面での工夫につなげていくというようなことをおっしゃいました。これは全くそうで、建てて、すぐに改修というのは、かなり無理な話があります。ただし、一つのビルとか一つの施設は次の改修までの時間的な余裕が必要なんですけれども、都なら都、それから町の中なら町の中には、次々といろいろな施設ができていっているわけですね。そうすると、最初の施設で検証した結果を次の施設にどう伝えていって同じミスを繰り返さないかという仕組みがとても重要だと思うんですね。

ですから、一つの施設の中では、ここに書いてあるように事後検証を行って、当面の改修は難しいから人的サポートとかということになっていきますけれども、それを面的に広げることで一つの検証を次の施設の事前検討に入れていくという、そういう広がりのある取組というのが必要なのではないか。

これについて、私が関係している自治体で、自治体の作った施設について事後評価を

やって、それをデータベースに作って誰でもアクセスできるようにというところまではやったんですが、現実的に、アクセスしようという意欲がなかなか湧いてこないというか、データベースがあるよというところまでで、なかなか活用されていないという問題が起きています。ですから、データを集めて公にすることを、どうやって使ってもらえるかというところまで含めてでないで、事後検証とスパイラルアップの仕組みというのはなかなか実現しないのかなというふうに思っていますので、その視点を入れていただければなというふうに思います。

それから、11ページですけれども、これはテクニカルな話ですけれども、後で教えてください。一番下の教育啓発特定事業を行うためには、これ、国の方向が、基本構想のエリアの中で教育啓発特定事業をやりましょうというのが基本になっているわけですが、教育啓発特定事業というのは意識のかさ上げの取組ですから、別に基本構想のエリアでなくてもやるべきこと、つまり町全体で取り組まなくてはいけないことだと思うんですね。そうすると、これは、国のほうの指針も、基本構想に関わる部分であれば、特定地域以外のところでもやってもよろしいというような書き方があるんですけれども、都の場合は、基本構想とは関係なく町全体で取り組むべきであるというようなことを入れるべきではないかなというふうに思います。

その際に、さっきテクニカルと言ったのは、それをやるためには学校を生活関連施設に入れなくてはいけないのかどうかというのが、私、ちょっとよく分かっていないので、後でお教えいただければというふうに思います。

それから、次に、13ページですけれども、ここでも一番下に民間事業者の一体的な取組が促進されるようにというふうに書いてあります。これ、特定事業を行う場合の財政支援なんかとかというふうなことを書いてありますけれども、例えば、基本構想の中に主には行政の建物とか施設は入ってくるんですけれども、例えば、その中にある民間の病院とか、そういうふうなものは、今まで、ほぼ避けられてきた。というのは、入れても民間の病院なんかは乗ってこない。それから、それぞれが自分のところでの改修計画を持っていますから、基本構想に入りましたからといって、それを行政の思惑どおりにやってくれないというようなことがあります。

なので、ここで財政支援というのは、それを進めるために一つ有効なのかもしれませんが、これも、それを行うためには民間事業者を特定事業に入れなくてはならない。だけど、特定事業に入れられると民間事業者としては負担が増えるんじゃないかということで、すごく、そのハードルが高いというふうに思っていますので、その辺りを克服しないと、なかなか民間事業者に広がっていかないのかなというふうに思っています。

それから、最後、14ページですけれども、一番最後に一覧表で施設整備マニュアル改訂の検討についてということですが、ここで、くれぐれもですけれども、今回、特に入ってきた、入ってきたというか、これから広がっていくソフト対応ですね。今まで、

こういうものはハードの整備、ハードの整備ということでやってきましたけれども、権利条約の方向性は「使えるかどうか」です。ですから、ハードの整備と、それからハードではカバーできないところを、どうやって合理的配慮を含めた人的対応で使えるようにするかという点ですね。その視点というのをマニュアルなりなんりのところの隅々に入れていくということが重要だろうというふうに思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。4点ほど、ご発言をいただきました。

今、手を挙げていただいています。関連していましたら、じゃあ、一緒に、どうぞ、ご発言ください。

○河原委員 公募委員の河原です。

私、委員歴がまだ浅いものですから、まず事務局のほうに教えていただきたいことがあります。発言したいページは11ページです。先ほども少し説明があったかと思うんですけども、心のバリアフリーの認知度ということで、現在5割ということで、これはアップしたというお話がありましたよね。そのアップした理由を教えていただきたいんですが。

○高橋部会長 では、先に、お願いいたします。3割から5割にアップしたということですね。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。

なかなか、どういう理由で増えたというところは明確には分析できないところもあるんですが、一つは、やはりオリパラがありましたので、結果的に観客を入れられないという形にはなったんですが、一方で、シティキャストのボランティアへの研修の中で、当然、多様性を重視して相手をリスペクトしてというところのエッセンスは入っておりましたので、そのお話の流れの中で知られた方もいらっしゃるかもしれないです。

あと、バリアフリー教室についても、幾つかの区市町村などでは取り組んでいただいていますので、その中で「心のバリアフリー」という単語が出てくれば、それを子供さんが家に持ち帰って話題にするといった場合には、親御さんもそういう言葉を知る機会になったりとか。

様々な要因があるとは思いますが、ただ、まだ5割というところで認識をしております。

○河原委員 私、内容のことでちょっと気がついたことを発言させていただきたいと思っております。やはり、心のバリアフリーを克服するという一つのキーは、自分ごととして捉えられるかではないかと考えています。つまり、ちょっと私の経験を申し上げますと、私、中学のときに足の捻挫をしたときに、本当に、こんなに不便なものかというのを実感したことがあります。あるいは、家族がだんだん高齢になっていったときに、本当に、どうやって目的地まで行ったら一番いいのかなとかと考えたりとか、そういうようなことが起こってくるので、単に、これは、バリアフリーというのは、本当

に自分の、いつでも自分のところに近いところにあるんだというふうに考えるんですね。

ただ、本当に自分が不便をしていないと、そういうことを考えないと思うんですよ。ですので、実は、そういった不便になるということは自分ごとなんだというような提言といいたいでしょうか、内容の伝え方、言葉の伝え方、そういうようなことをすることによって、もっともっと上がっていく、75%、いくんじゃないかというふうに考えます。

それから、バリアフリーの場面のイメージというのが下に四角で囲ってありますけれども、こういうイメージも、さらに具体的に、ああ、こんなに危ないんだとか、こんなに難しいんだという具体的なものを、なるべく具体的に提示するということが理解につながるのではないかと思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。事務局のほうで、記録にしっかりととどめておいていただきたいと思います。

それでは、越智委員、ご発言いただきたいと思います。

○越智委員 小山委員のほうに先に挙手をされていました。

○小山委員 どうぞ、お先に。

○高橋部会長 いいですか。では、その後、小山委員で。では、失礼しました。私、ちょっと横なので見えなくて。ごめんなさい。申し訳ない。すみません。

○越智委員 東京都聴覚障害者連盟の越智です。

発言の前に、お礼と報告がございます。お聞きの方もいらっしゃるかと思います、6月15日、長い間、要望してまいりました東京都手話言語条例が制定されました。9月1日に施行される予定になっております。これからは、手話言語条例を基にして、手話は言語である、日本語で音声言語と同じであるということを取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、意見を申し上げたいと思います。話し合われている様子を見ますと、当事者参画というのがキーワードになってくるというふうに思います。10年後を考えた場合、新しいステップということを考えてもよいのではないかと思います。と申しますのは、今までの当事者の立場の意見という、この部分が困る、この部分はよくしてほしいという内容が中心だったとっております。でも、これからは、当事者というよりは、障害者でも、いろいろと社会には貢献ができるという視点を持ってくるということが必要になってくるのではないのでしょうか。例えば、昨年のパラリンピックの際、うちの会長の栗野が、パラリンピックのボランティアとして参加をいたしました。手話通訳をつけていただいて、車椅子バスケットのボランティアに一生懸命取り組んだ、支援をしたという経験がございます。その経験を通して、ボランティアとして貢献もできる、また、自分も様々な経験ができた、非常によかったという報告がありました。というように、変えてほしい、こうしてほしいじゃなく、こうすれば、障害者でもいろいろ社会に貢献ができる、支援をしてもらうだけではなく、支援することもできる。そういう見方も含

めていく必要があるのではないかと、栗野会長の話を聞いて感じております。

私自身も、大学の際に、同級生に車椅子の方がいました。寮でも一緒に生活をしておりました。2年間ぐらい一緒に生活をいたしました。手話を教えて、手話通訳をしてもらったり、私自身も車椅子で階段で持ち上げたりとか、岩場の温泉に行って、背負って温泉まで登って行って、一緒にお湯につかったり、一緒に歌ったり、お互いに協力し合えるという経験をしております。というように、障害者だから支援をしてもらうだけではなく、支援をする環境も含めて、新しい見方、整備も検討が必要になってくるのではないかと思いますので、これも含めての検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

小山さん、お願いいたします。小山委員、お願いいたします。

○小山委員 ありがとうございます。日本女子大学の小山と申します。

私は、11ページの同じく、何人か発言なさった方と同様に、心のバリアフリーの、特に、周知とか啓発、研修に関することとございます。先ほど発言なさった菊地委員とか、あと、公募委員の河原委員のご発言ともちょっと関連すると思うんですけども、3ステップ、理解する、コミュニケーション、配慮・行動という、この3ステップが記載されていますけども、その中のこの2というのがとても大事で、先ほど菊地委員が自分の中にもある、誰の中にもある差別意識をしっかりと自覚した上でというふうにおっしゃったのはとても重要なポイントで、これは、自己省察というと思うんですけども、先ほどご案内のあった心のバリアフリーの実現に向けたハンドブックのこの14ページを拝見しますと、例えば、「何か手伝いましょうか」と言ったときに、「結構です」と断られることもありますと、コラムに書いてあって、それは人によっていろいろ事情があるんだから、また声をかけてくださいとだけ書いてあるんですが、実は、この2のコミュニケーションの部分で、こういう場面になったら、支援しようとした自分はどんな気持ちになるかということを感じる、そういう研修がとても大事だと思うんですね。それは、ロールプレイなんかでできると思うんですけども、何か正解が上から降ってきて、それをやりなさいよというのは知識の部分ですけども、それをやろうとしたときにぶち当たる正解が一つだけではない事案とか、もしかしたら、自分がとても違和感を覚えてしまったという、自分の中にある差別意識等に気づいたというようなことを、まずは感じるという、そこがとても大事で、そこからどうやって行こうということが、先ほどおっしゃった自分事として、次に進めるということがあるので、もし、今後、こういう3ステップをやっていくのであれば、この2の部分で何をすべきかということをもうちょっと詳細に案内をしていくということが必要だと思います。

プラス、もっと言うならば、支援を受ける側が、じゃあ、こういうふうに通じ合おうとしたほうがうまくいくよとか、断るときは、こういうふうに通じ合ったらいいんだの、対等にセットで出すということが、本当はより対等なバリアフリーの、心のバリアフリー

一の在り方じゃないかなと思うんですけど、前々から私が言っているように、どちらか一方的にあなたたちは支援される人で、こういう人たちを理解しなさいよとだけ言い続けているように思うので、やっぱり違和感が拭えないかなと思って。ちょっとそこまでは余分なことなんですけど、言いたいことは、この3ステップはとても重要で、その中の2の部分をもっと詳細に深めていくということを案内していくように提案をさせていただきたいと思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

○田中福祉のまちづくり担当課長 部会長、大島委員が挙げていました、オンラインの。

○高橋部会長 失礼いたしました。大島委員、お願いいたします。ご発言ください。

○大島委員 よろしく申し上げます。大島です。

もう、今、小山先生が言っていたので、私もそこが気になっておりました。まず、この11ページで、バリアフリーの認知度が現在5割で、2030年末までに75%を目指すというのは、かなり進んでいるという印象を持たれますけど、この認知度というのは、多分、知っているというのみの評価なんではないかなと思います。そこで大事なのが、理解して、根づかせていくという、ちゃんときちんと解決のポイントに書いてありますけども、その認知度というところがもうちょっとどういうものなのかというのを書かないと、ああ、進んでいるなで終わってしまう気がしました。

今までの方も述べていらしたんですけども、確かに、共生社会というのが、多分、この推進委員会のほうで持ち出される共生社会というのが、共生社会の形成という文科省が推進しているものをかなり取り入れていらっしゃると思うんですけど、厚生労働省のほうでは、まさに「我が事・丸ごと」で、自分事としていながら、共生社会を目指すという、もちろん自分が差別者になることもある。差別される場合もある。バリアをつくってしまう立場になることもあるということも、全部ひっくるめて、この「我が事・丸ごと」というところ、厚労省のほうでは言っていますので、ちょっとその共生社会の取り上げ方の違いというのを、各省庁のものも少しご参考にいただけたらというふうに思いました。

それで、3ステップのところ、私も理解するコミュニケーション、それで、それをきちんと深めて、配慮・行動につなげるという、この方向性というのは、ここを打ち出せたことはすごくよかったかなと思って伺っておりました。

以上です。ありがとうございます。

○高橋部会長 大島委員、ありがとうございます。

少し、時間が。

どうぞ、菊地さん。

○菊地委員 次の同じ、今日、重なっている委員会がありまして、それが第2庁舎でありますので、ちょっと出なきゃ駄目なものですから。

○高橋部会長 分かりました。

○菊地委員 ここで失礼させていただきます。

○高橋部会長 ありがとうございます。気をつけて。よろしく願いいたします。

永田委員。

○永田委員 手をつなぐ育成会の永田でございます。

ほとんど今までの当事者参画のことと心のバリアフリーに重なる部分ですけれども、二つほど申し上げたいと思います。

まず、当事者参画についてなんですけれども、これまでにいろいろご意見いただきましたけれども、その当事者が選ばれた当事者で、限られた時間に、限られた場面ですか、そういうところでの参画ではなくて、やはり全ての区民の日常場面の中からその当事者の声を拾い上げるという、その姿勢を常に持って行っていただきたいと思うんです。例えば、事後検証でスパイラルアップということでも、それを使う人たちというのは、やっぱり全ての都民の人たちであって、その人たちが使いながらどう感じて、もっとうあってほしいというふうに思うかと。恐らく、そのときに使いづらければ、必然的に、何というのか、人の手も借りるとか、援助を受けるという、そういうことがまた今度は補完する部分として、何が必要なのかということも見えてくると思いますので、その辺りにも触れていただけたらと思います。

それから、心のバリアフリーについてなんですけど、例えば、私どもが知的障害者について知ってほしいというときの理解・啓発という活動の中では、あまり違いを言っていないんですね。もちろん特性は伝えていくんですけど、違いを知っていただくのではなくて、その特性を通して、誰の中にもある同じ気持ちということを知っていただくということをしております。例えば、困ったときとか、焦ったときに、どんな気持ちかという、共通の部分を知っていただく。そういうことで、それこそ、先ほどお話にもございました自分事とか、我が事とか、そういうことにつながっていくのではないかとこのように思っています。

そういう意味で、この3ステップの中に、ここに、特に何か言葉として出してほしいということではないんですけれども、違いを意識すれば、いつまでたっても違う存在なんですけど、やっぱり共生社会というのは、共に生きるということでは、同じ存在なんだということを意識していく方向に向かっていくといいというふうに願っております。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございました。

予定時間がちょっと、この後の議論が少し残ってしまっていて、一旦、ここでまとめさせていただきますけれども。

最初に、途中の段階で、川内委員のほうから質問らしきものがあつたんですが、これは、教育啓発特定事業の中で、学校がなければいけないのかどうかって、これは、私のほうからお答えすると、関係ないです。なくても構いません。学校が、中の、エリアの

中には入っていれば、それを利用するということになりすし、エリア外の中でも、エリア外の学校でも、その了解が得られ、合意形成が得られれば、特別特定事業には、生活関連施設に入らなくても、教育啓発のチームとして、いろいろとやることができますし、もちろん民間の事業者もそれぞれ好き勝手に特定事業計画というものを、合意形成が図られれば、立案できるという仕組みになっているかというふうに理解をしています。

では、それ以外のことについて、もし、田中さんのほうから何かありましたら、今までのご発言で。

○田中福祉のまちづくり担当課長 特に大丈夫です。

○高橋部会長 よろしいでしょうかね。

今日、前半の意見具申の骨子案について、たくさんの重要な指摘をいただきました。

小山委員のほうから支援を受ける側の情報といいますか、その部分についても、しっかりと押さえておくという必要性があるということと。それから、先ほど、永田委員のほうからも、選ばれた当事者というのがやっぱり一般的には多いんですけども、日常生活の中の当事者間というのは、非常に私も重要だというふうに思っています。ここをさらに広げていく、心のバリアフリーでも、あるいは、ハード面のバリアフリーでもそうですけど、広めていきますので、この辺りも、この協議会でもしっかりと議論していく必要があるのではないかというふうに考えています。なかなかできにくい部分なんです。当事者の中で、できにくい部分ではありますけれども、一つ、私たちが記憶にしっかりととどめておきたいというふうに思っています。

そして、越智委員のほうからは、当事者自身、これも従前から言われているところですけども、協議会自体も、このこと自体も、当事者が参画して、貢献をしているということにつながっているかというふうに思いますけども、そういうことを、さらに外に理解をしていただく、分かっただかく、あるいは、一緒に行動するというようなことですね。この骨子案の中にも行動という言葉がありましたけれども、その前の配慮は要らないかなと思ったんですけども、行動していくという、そういうステップとして、しっかりと捉えていきたいというふうに思います。マニュアルについても、これから議論をしなければいけない内容についてのご提言を川内委員のほうからもいろいろいただきました。ありがとうございました。

ちょっと時間の関係もありますので、申し訳ないんですけども、次の議題について、やっておかなければいけませんので、まず、新しい建築物の条例ですね、宿泊施設関係になりますけども、事務局のほうから、新しい基準に関わる見直しの検討について、資料でご説明いただけますでしょうか。よろしくどうぞお願いいたします。

○栗原建築企画課長 東京都都市整備局市街地建築部で建築企画課長を務めております栗原でございます。本日は、この専門部会におきまして、説明のお時間を賜りまして、誠にありがとうございます。それでは、本日、よろしくをお願いいたします。

お手元の資料2、高齢者、障害者が利用しやすい建築物の整備に関する条例における宿泊施設の規定改正の考え方（案）についてという資料をお開きいただけますでしょうか。

1 ページ目からご説明をさせていただきます。

宿泊施設の一般客室につきましては、平成31年3月にオリンピック・パラリンピックをにらみまして、条例を改正させていただきました。改正から3年が経過いたしましたので、各方面よりご意見を賜り、また、さらにオリンピック・パラリンピック以後の遺産といたしまして、さらに一步踏み込んで、誰もが安心して快適に利用できる宿泊環境の実現に向けまして、条例の見直しを行いたいと考えております。

具体的な内容でございます。一番上部の宿泊施設（一般客室）に係る条例の規定の見直し案のところをご覧くださいいただけますでしょうか。

前回、平成31年の改正のときには、現行、こちらの部分を改正させていただきました。現行が31年度に改正した内容となっております。一般客室の出入口の幅を80センチ以上、浴室等の出入口の幅を、前回、31年のときには70センチ以上に規定させていただいております。これに合わせまして、努力義務といたしまして、75センチという記載もさせていただいております。また、客室の段差は設けないということも、規制をさせていただいております。この3点を前回の改正時には定めさせていただきました。

今回、見直し案といたしまして、新たな規定を設け、さらに強化をしてみたいと考えております。

一つ目の客室の出入口の幅は、前回どおり、80センチ以上、特に、②番の浴室等の出入口につきましては、努力義務でありました75センチ以上を、客室面積15平米以上のものに規定したいと考えております。③の段差を設けないは引き続き変更ございません。新たに④の浴室前の通路幅につきまして、規定を設けたいと考えております。こちら、客室面積15平米以上のものにつきましては、100センチ以上を確保するという形で考えております。また、15平米未満のものにつきましても、80センチ以上は確保するということを明記させていただきたいと考えております。基本的に、延べ面積1,000平米以上の新築、増築等を行うホテルや旅館を対象にいたします。

今、ご説明させていただきました客室面積15平米以上というところでございますが、私どものほうで検証、検討させていただきまして、客室面積が15平米以上あれば、浴室の出入口の幅75センチ、浴室前の通路幅100センチを確保し、さらに、現在、ビジネスホテルなどで多く使われております120センチ掛けることの160センチという1216という小さなサイズよりも1ランク高い1418サイズ、これは140センチ掛けることの180センチの寸法になっておりますが、こちらのサイズを入れても、車椅子の方が利用する上で必要な部分の寸法は確保できると検証をさせていただいております。

今回、このような内容で条例を見直すことによりまして、電動車椅子を含む車椅子使用者がより使いやすい一般客室の整備を促進させていただきたいというふうに考えております。

ちなみに、一番下段の参考のところでございますけれども、こちら、前回の条例が改正された後、まだ建設途中のものもありますが、都内で計画されましたホテルや旅館の図面等进行分析させていただきまして、前回の条例以後、都内で造られたホテル、計画されているものも含めまして、29施設、3,600室ほどありますが、全体の73%ほどは15平米以上の客室面積が確保されているというデータ結果を、今回の調査の中で明らかにさせていただきました。

今回、条例を制定いたしまして、基準、規定を設けるだけでなく、より質の高い客室の整備に向けた促進策も併せて実施していきたいというふうに考えております。こちらが次のページの2ページ目になります。お聞きいただけますでしょうか。

東京都としましては、条例で規定するだけでなく、さらに、誘導促進策といたしまして、こちらのほうに掲げております三つの策を併せて実施していきたいと考えております。

一つが容積率緩和制度、こちらのほうを周知していきたいと考えております。先ほどご説明しました一番小さい、1216サイズというユニットバスでございますが、大体、こちらの面積が1.9平米となっております。この1.9平米を超える部分につきましては、容積を緩和いたしまして、容積率に不算入することができるという規定を今現在設けておりますので、これをホテルにも周知して、使っていただきたいと考えております。

分かりやすく少しご説明させていただきますと、下段の超える部分は容積不算入と赤字で書かせていただきましたが、仮に、1418という1ランク大きなサイズを入れた場合、約1室当たり0.6平米ほど増えますが、その0.6平米につきましては、容積には入れないという制度です。これをホテル側にも使っていただきたいと考えております。こうすることによりまして、容積率に入れないということで、仮に、1フロアに25室造った場合、1室分の緩和を受けられますので、客室面積や、客室を減らすことなく、ホテル側、旅館側に対しても、メリットある誘導策になるのではないかと考えております。

また、併せて、バリアフリー改修の補助としまして、今回定めようと考えております規定に合うものにつきましては、こちら産業労働局になりますが、東京都の他の部署とも連携いたしまして、補助金を実施することにより、既存のものに対し改修を進めていきたいと考えております。

さらに、よりよい客室の整備に向けまして、周知のほうも行っていきたいと考えております。一つが、今回見直しを考えております内容につきまして、パンフレット等を作り、ホテル関係者、さらには建築設計等、建築業界の方に対して、セミナー等を開催し、

先ほどの容積緩和や、さらには条例の趣旨等を周知させていただき、取り組んでいただけるよう対応を進めていきたいと考えております。

また、福祉保健局のほうで進めているとうきょうユニバーサルデザインナビにおいても、このような宿泊施設の情報発信もさせていただきながら、周知ができるように対応していきたいというふうに考えております。

このよう施策を踏まえまして、スケジュールでございますが、本日、7月13日、推進協議会の専門部会様のほうで、まず、ご報告をさせていただきまして、この後、8月いっぱいをもちまして、パブリックコメントを実施したいというふうに考えております。また、そこでいただきましたご意見や、本日いただきましたご意見なども含めまして、第5回の専門部会、11月から12月に開催というふうに伺っておりますが、こちらのほうで、再度、ご報告をさせていただきまして、一定のご了解をいただけますれば、今年度末、令和5年の3月の公布を目指して、第1回定例都議会のほうに上程したいというふうに考えております。順調に行きますれば、来年、令和5年度中の施行というふうに考えております。

簡単ですが、ご説明は以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

平成31年に全国で初めて1,000平方メートル以上の一般客室のバリアフリー化、一定の制限はありましたけども、それを東京都がやっていただきました。その後、大阪、京都ですとか、幾つかの自治体が、東京の影響を受けて、宿泊施設のバリアフリー化に本格的に参入し始めています。そして、ここで、さらに一般客室の水準を上げていこうという、そういうような見直し案になります。

皆様方からのご意見、ご発言をいただければというふうに思います。

では、川内委員、その後、織田委員、お願いいたします。

○川内委員 東洋大の川内です。

これについては、私、事前のレクチャーを受けているので、そのときにも申しましたけれども、1ページの左の下の図で分かるように、この通路幅を1メートル取って、それから、入り口の幅を75センチ以上取るというのは、通路を進んできて、90度に曲がって、ユニットバスに入れるためには、1メートルと75センチの組合せが必要であるということなんですね。逆に言うと、出入口幅が1メートルで、通路幅が75センチでもいいはずなんです。なので、75センチ、出入口のドア幅が80センチ以上というふうになっていますから、私は通路幅を現実には90センチぐらいになるかもしれませんが、通路幅を80センチ以上、それから、出入口幅を1メートル以上というのも認めるべきではないかというふうに思います。

今のご説明で、1418サイズのユニットバスの使用が可能というのは、今あるよく使われている1216から1サイズ大きくしようという意図は分かります。意図は分かりますけれども、これはあくまでも今あるユニットバスを使えるようにということです。

ね。だけど、それはそれで全然否定しないですけれども、今申し上げた通路幅を、例えば、80センチ以上、それから、出入口幅を1メートル以上にすることによって、実は、例えば、この部屋の幅が同じであるならば、ユニットバスを今より20センチ大きいものにできるということは、新しい製品の開発を促すこともできるということになります。ですから、今あるものがどう使えるかということのほかにも、新しいものを促していくという点からも、私は通路幅と、それから、出入口幅をセットで考える必要がある。つまり、通路幅1メートルを80センチにする場合は、出入口幅1メートルにしないとか、そういうふうな規定も入れるべきではないかというのが1点あります。

それから、もう一点では、15平米を境として、ちっちゃいものはちょっとグレードは落ちるわけですね。そうすると、ホテルの側としては、そんなに専門的なことは分かりませんから、どちらも車椅子で使えるというふうにホテルが言った場合に、15平米以上だったら使えるけども、15平米未満だったら使えないという車椅子使用者が出てきます。なので、これについては、グレードAとか、グレードBとかというふうに、きちんと分けて、利用者に対して、15平米未満のやつはちょっと通路幅なんか狭くて、使いづらいですよ。もうちょっと小型な車椅子の人しか使えませんよということがきちんと伝わるようにしていただきたいと思います。

以上、2点です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

織田委員、お願いいたします。

大丈夫ですか、織田委員。

○織田委員 はい。

○高橋部会長 では、マイクが行きますから、お待ちください。

○織田委員 Wheelogの織田友理子です。

本当に非常にうれしいご説明をありがとうございました。車椅子利用者にとって、どんなお部屋でも泊まれるような東京になっていくのではないかなと思って、とても期待が持てて、見直しをしていただけること、すごくありがたく思いました。

すみません。こちら、条例とはちょっと関係ないかもしれないのですが、例えば、細かいところをもう少し詰めていただけるきっかけになればうれしいなと思って、発言させていただきます。

例えば、細かいことだと、手すりの形状がどうであるかだとか、あと、一番困るのは、せっかくバリアフリーの浴室であっても、シャワーチェアがなくて、そもそもそのホテルの浴室が使えないだとか、あとは、ホテルにエレベーターがあっても、私のように、大きな車椅子は細長いタイプでないと入れない。正方形のタイプだと入れなくて、そのエレベーターの形状がどうであるかとか。あと、やはりパブリックスペース、皆さんが使えるような1階フロントにあるようなトイレには、そちらにも介助用のベッドを導入するなど、また、鏡は胸から、上半身だけしか映らないような鏡しかない、全身が車

椅子利用者は確認できることがすごく少ないので、大きい鏡があるといいなとか、あと、机ですね。机がここに備え付けられると図面に書いてあるのですが、膝が当たるような机だとか、もしくは、その隣に冷蔵庫が書いてありますが、そちらの冷蔵庫もすごく低い位置だと、車椅子利用者が取れないとか、そういったこともあるので、本当にすみません、容積率とか、そういう話とは若干ずれてしまう発言になってしまい、申し訳ないのですけれども、今回を機に、ちょっと一步踏み込んで、もう少し、もっとバリアフリーになっていくようなホテルを東京で造るという観点から考えていって、規定していただけたらうれしいなと思いました。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、川内委員、織田委員のご意見につきまして、栗原課長のほうからご説明いただきたいと思います。

○栗原建築企画課長 ありがとうございます。

川内先生からいただいたご意見でございますが、私どもも先生からいただくまで、その点は気づいていないところがございまして、いただきましたお話につきましては、条例の立てつけといたしまして、ご指摘いただいたような柔軟な考え方もできるように、検討させていただきたいと思います。建築物バリアフリー条例では、制限の緩和として、知事がこれらの規定によることなく、高齢者、障害者等が施設を円滑に利用できることを認める場合には、適用しないことができるという規定がございます。そういったところで、読める部分も検討していかなければならないというふうには考えております。また、ユニットバスメーカーや実際の状況なども踏まえて、検証させていただきたいと思っております。ご指摘いただいたところがどういうふうに対応できるかというところを、宿題として受け止めさせていただければと思っております。

それから、15平米を境に、確かに小さくなっていきますと、使えないのかということもあるかと思っておりますので、この辺は情報発信をどういうふうに進めていくか関連する部署とも少し相談させていただきながら、先ほどとうきょうユニバーサルデザインナビのお話もさせていただきましたけれども、どのような対応ができるかは、また考えていきたいと思っております。

また、織田委員からいただきました内容につきまして、確かにその通りの視点でご意見をいただきまして、ありがとうございます。バリアフリー条例でできるものとできないものがどうしてもあるものですから、また東京都全体としてできるものということ、それから、なかなか難しいというものも、正直ございますが、少し整理をさせていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

新製品の開発に関わる、その辺りも含めてというのが川内委員のお話だったと思いま

すけども、その辺りも、これでいいんだというふうに事業者が思わないようなという指摘だというふうに思います。

それから、織田委員のご発言につきまして、これは産業労働局とも含めたりとか、あるいは、マニュアルの改定でも当然入ってくると思いますし、あるいは、建築士さんの講習会なんかありますから、何らかの資料、建築設計標準であれば、相当数の情報を入れているかというふうに思いますので、十分活用していただいて、周知徹底していただければというふうに思います。

実際に、空間がこれだけでも使えない場合もいっぱいあるんだよというようなことが分かっていた。行ってこいということはできるけども、実際には、そこで生活ができないかもしれないということもありますので、その辺りも含めて、条例の基準にはならないかもしれませんが、よろしくご検討をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

ちょうど時間になってきてしまいました。では庄司さん。庄司委員、市橋委員、少し短めに、それから、ご発言していただいている方で、ご発言、永田委員もありますか。もし、ほかにございますか。よろしいでしょうか。吉田委員、大丈夫ですか。

じゃあ、庄司委員、お願いいたします。

- 庄司委員 先ほどの織田委員のご発言にかぶせる形になります。資料2の2ページ目の右側ですね。周知のところ、どんな情報が発信されていると、利用者はありがたいかと、便利かということに注意していただければというふうに思います。単に何とかホテルが基準に対応していますというだけだと、情報量少ないと思うんですね。まさに、先ほど織田委員がおっしゃっていたようなことであるとか、実際の通路幅がどうだったか、どんな設備があるのかとか、あるいは、ここ、今、資料にあるような写真が1枚入っていると、これはバリアフリートイレのところと同じような話をしているわけですけども、そういう工夫をすることで、利用者がより事前に調べたりとか、評価したりできるような情報発信になると思いますので、その辺を工夫していただければと思います。

以上です。

- 高橋部会長 ありがとうございます。

先ほど川内委員のほうからも同じご発言をいただいていると思います。

市橋委員、お願いいたします。

- 市橋委員 川内委員もおっしゃっていたけど、リードをしていく、行政が基準を作ったから、むしろユニットバスの開発が阻害されるということ、私たちが意見を言うようなところで、事業をしていくという方向に持っていけないかなということなんですね。他で行ってやったのは、例えば、洗面台の下に車椅子が入るか入らないかは、古いとか、古いじゃないかで、大分違う。そういうことも、まだまだ狭い空間ですけど、工夫の余地があるということから、全体的に事業をしていくというチャンスをつくる機会だと思います。

それから、前に戻りますけど、検討事項の問題で言えば、僕、ちょっと意見が言いたかったことを文章で出すのは、可能ですよね。ちょっと文章的に出していきたいと思います。

○高橋部会長 ありがとうございます。

永田委員、ご発言。

じゃあ、ちょっとお待ちください。マイク、お願いいたします。

○永田委員 すみません、時間のないときに。この条例に直接関係あることではなくて、本当に申し訳ないんですけど、ちょっと知っておいていただきたいといいますか、教えていただきたいことなんですけど、こういう宿泊施設の防音についてといいますか、音響ですか、それが知的障害者にとってはとても大きいんですね。これは、実際、私が息子を連れて経験したことなんですけど、やはり声を出してしまうんです。夜中に声を出したりということが気になって、かなりしっかりした建物のところを選んだつもりだったんですけど、行ってみないと分からなくて、行ってみたら、お隣と聞こえそうな感じ。フロントにお断りしたんです。そしたら、状況によっては出ていただくようになると言われて、夏、暑いときに車中泊しました。そういう経験をしながら、結構、仲間にもいるんですね。バンガローじゃないと泊まれないとか。やはり音について、これからこういう何か検討材料に入れていただきたいと思います。それから、何を調べれば、こういうことが分かるのかという情報もないものですから、その辺り、今後の課題にさせていただけたらと思います。

よろしくお願いいたします。

○高橋部会長 ありがとうございます。重要なご指摘だというふうに思います。

ぜひ、一般的な遮音、防音の部分もあるかというふうに思いますけれども、少し強くなっていることは間違いないですけども、既存の分もたくさんありますし、いろいろと事業者のことを言っちゃうと怒られちゃうかもしれませんけども、コストの面に最終的には関わってくるのかというふうに思いますが、どなたでも、障害のあるなしにかかわらず、やっぱりきちんと遮音していただかなければいけないかというふうに思います。

ご指摘ありがとうございます。

それから、市橋委員からも、重ねて、ユニットバスの開発を阻害するような方向にならないよなということですね。これは当然かというふうに思います。それから、同時に、また一般的な車椅子客室の水準といいますか、あるいは、バリエーションといいますか、そういうものとの抱き合わせの検討も併せて必要になってくるかもしれません。それももちろん東京都の条例で少し強化をしていく、そういうことなんかも将来的にあるかというふうに思います。併せてご検討いただければというふうに思います。

それでは、ちょっと5分ほど超過して、押してしまいまして、オンラインの皆様には少し参加しにくい状況が多々あったかというふうに思いますので、おわび申し上げたいと思います。

また、事務局のほうで、後ほど追加の意見ですね。市橋委員のほうから申入れがありましたけども、それについてのご説明も併せてお願いをしたいと思います。

その他、何かございましたら、併せて、事務局のほうでお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。

様々、貴重なご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。

今日、ちょっと時間が限られましたので、追加の意見等ございましたら、事務局までお寄せいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

また、今日いただいたご意見、追加でいただいたご意見につきましては、次回の専門部会で意見具申の素案という形で取りまとめさせていただきますので、その中でできる限りの反映をさせていただきたいと思っておりますし、また、個別にご相談させていただくことがあるかもしれませんが、そのときは、どうぞよろしく願いいたします。

次回の第4回の専門部会につきましては、令和4年の10月頃を予定してございます。9月が第3回の定例会の予定ですので、10月頃になる予定です。また近くになりましたら、日程調整のご連絡をさせていただきたいと思っております。

会場にいられております委員の皆様につきましては、冒頭でも申し上げたとおり、机上の資料のうち、冊子の5点の資料につきましては、回収をいたしますので、そのまま置いてお帰りをいただければと思っております。

事務局からは以上です。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○高橋部会長 ありがとうございました。

次回、10月ぐらいになるということですので、その間、ご意見がいろいろと断続的に出てくるかもしれませんが、期限は柔軟に対応していただいて、できる限り反映していただくようお願いをしたいと思います。

ありがとうございました。

進行の勝手際で少しオーバーしてしまいましたが、おわび申し上げたいと思っております。

それでは、これで、第3回の専門部会を終了させていただきたいと思っております。

ご協力ありがとうございました。

(午後5時06分 閉会)